

守山市路上喫煙の防止に関する条例の一部改正案に係るパブリックコメントの結果について

1 パブリックコメント実施結果

(1) 意見募集期間

令和3年1月15日（金）から令和3年2月5日（金）まで

(2) 概要

ア 路上喫煙禁止区域の指定

条例第5条の規定に基づき、守山駅西口および東口ロータリー付近の路上喫煙禁止区域への指定。

イ 路上喫煙の防止に関する条例の一部改正案

条例に路上喫煙者に対する指導や罰則規定を追加し、路上喫煙禁止区域における違反者に対し、以下の手順により過料を徴収する。

- ① 手順 指導（口頭）⇒ 告知および弁明の機会の付与（書面） ⇒ 過料処分
- ② 罰則 条例において2千円の過料を規定

(3) 改正案公表方法

ア 備付縦覧等

市役所市民協働課、公文書館、市役所2階閲覧所、駅前総合案内所、すこやかセンター、エルセンター、図書館および各地区会館での備え付けならびに市ホームページでの掲載。

イ 市民説明会

第1回 日時：令和3年1月20日（水）午後7時～

場所：市役所大ホール [参加者3人]

第2回 日時：令和3年1月24日（日）午前10時～

場所：速野会館 [参加者1人]

(4) 意見提出方法

書面提出 持参、郵送、FAX、電子メール等のいずれかの方法にて提出。

(5) 意見の件数（意見提出者数）

21件（11件：1団体、3企業、7人）

(6) 意見の反映状況

区分	件数
①改正案を修正するもの	3件
②改正案には反映できないもの	4件
③既に改正案に記載済みのもの	2件
④その他	12件
合計	21件

(7) 現状およびパブリックコメントを踏まえた市の基本的な考え方

市ではこれまで、守山駅西口喫煙所を撤去したことによる路上喫煙、ポイ捨ての急増を懸念し、駅西口、東口ロータリーを中心に路上喫煙禁止区域を指定し、過料徴収の罰則規定を設けた上で、重点的に路上喫煙防止対策を進めていくことを検討してまいりました。

しかしながら西口喫煙所撤去から半年が経過し、現在の駅前での路上喫煙の状況を確認したところ、ロータリー外の路地での路上喫煙やポイ捨ては見受けられるものの、想定している路上喫煙禁止区域内では一定マナーが守られていること、パブリックコメントにおいて過料徴収にあたっては西口にも喫煙所が必要ではないかという意見も頂戴したことから、一足飛びに罰則規定まで設けるのではなく、まずは駅前ロータリーを路上喫煙禁止区域に指定し、看板の設置や路面標示を行い、啓発・指導を行うことから始めたいと考えます。また西口喫煙所については、他の場所へ移設できないか検討したうえで最適な設置場所がなく撤去に至っておりますことから、現在のところ新たに整備することは難しいと考えております。

路上喫煙禁止区域の指定後は、新たに路上喫煙禁止区域を中心に路上喫煙・ポイ捨て防止に向けた巡回を行い、違反者に対し、必要な指導を行い、決められた喫煙所にてマナーを守った喫煙を行っていただけるよう努めてまいります。そのうえで、路上喫煙が止まない、または増加が見られる場合は再度罰則規定の検討に入ることとし、あわせて区域外での路上喫煙についても、今後の検討課題としたいと考えます。

ア 路上喫煙禁止区域の指定

条例第5条の規定に基づく、守山駅西口および東口ロータリー付近の路上喫煙禁止区域への指定。【変更なし】

イ 路上喫煙の防止に関する条例の一部改正案

条例に路上喫煙者に対する指導規定を追加する。【罰則規定見送り】

(8) 意見の概要と市の考え方

4頁から13頁に記載のとおり

2 路上喫煙禁止区域（案）

資料 1

3 守山市路上喫煙の防止に関する条例の一部改正案

資料 2

4 スケジュール（案）

令和 3 年	6 月	路上喫煙の防止に関する条例の一部改正案の提案 （指導規定の追加） 路上喫煙禁止区域指定の告示
	7～10 月	周知、禁止区域指定に係る準備（看板設置、路面標示等）
	11 月	条例施行、路上喫煙禁止区域指定、巡回指導の実施

意見の概要と市の考え方

(1) 条例改正の趣旨・目的に関するもの（1件）

No.	提出された意見	市の考え方	反映区分
1	条例改正によって目指すべき姿として記載されている、「喫煙者に定められた場所での喫煙を促し、たばこのポイ捨てや望まない受動喫煙の発生を防止し、喫煙者と非喫煙者の共存を図る」という内容には賛同する。	たばこのポイ捨てや望まない受動喫煙を防止し、喫煙者と非喫煙者の共存を図るため、引き続き路上喫煙対策を行ってまいります。	③

(2) 路上喫煙禁止区域内での喫煙に対する指導に関するもの（第8条関係）（1件）

No.	提出された意見	市の考え方	反映区分
1	改正案に賛同する。	路上喫煙禁止区域の指定後は新たに路上喫煙禁止区域を中心に路上喫煙・ポイ捨て防止に向けた巡回を行っていく予定です。違反者に対し、必要な指導を行い、決められた喫煙所にてマナーを守った喫煙を行っていただくよう努めてまいります。	③

(3) 違反者に対する過料に関するもの（第9条関係）（6件）

No.	提出された意見	市の考え方	反映区分
1	改正案に賛同する。	市ではこれまで、令和2年9月に守山駅西口喫煙所を撤去したことによる路上喫煙、ポイ捨ての急増を懸念し、駅西口、東口ロータリーを中心に路上喫煙禁止区域を指定し、過料徴収の罰則規定を設けた上で、重点的に路上喫煙防止対策を進めていくことを検討してまいりました。	④

		<p>しかしながら西口喫煙所撤去から半年が経過し、現在の駅前での路上喫煙の状況を確認したところ、ロータリー外の路地での路上喫煙やポイ捨ては見受けられるものの、想定している路上喫煙禁止区域内では一定マナーが守られていること、パブリックコメントにおいて過料徴収にあたっては西口にも喫煙所が必要ではないかという意見も頂戴したことから、一足飛びに罰則規定まで設けるのではなく、まずは駅前ロータリーを路上喫煙禁止区域に指定し、看板の設置や路面標示を行い、啓発・指導を行うことから始めたいと考えます。</p> <p>路上喫煙禁止区域の指定後は、新たに路上喫煙禁止区域を中心に路上喫煙・ポイ捨て防止に向けた巡回を行い、違反者に対し、必要な指導を行い、決められた喫煙所にてマナーを守った喫煙を行っていただけるよう努めてまいります。</p> <p>そのうえで、路上喫煙が止まない、または増加が見られる場合は再度罰則規定の検討に入ることとし、あわせて区域外での路上喫煙についても、今後の検討課題としたいと考えます。</p>	
--	--	---	--

2	<p>様々な意見や立場があり、お互いの意見を尊重し、迷惑をかけない配慮として、マナーやルールを守ることは賛成であり、そのための方法として分煙環境を進めることは賛成。しかし、今回の改正案の過料は行き過ぎではないか。喫煙者の権利も尊重されるべきであり、安易に罰則を設けるのではなく、啓発や指導に重点を置くことで十分だと思う。</p>	(3) 1 と同様	①
3	<p>喫煙できる場所、できない場所のエリア分けには賛成するが、ポイ捨てや、公共施設等へ自宅ゴミの持ち込みなど、マナーの悪い人がいるのも事実。これらはその本人のマナーやモラルの問題であり、改善には教育の充実や啓蒙活動、情報発信による意識醸成だと考える。今回の条例改正には、過料などが盛り込まれており、行き過ぎた条例改正だと感じる。</p>	(3) 1 と同様	①
4	<p>違反者への2千円の過料について まず違反者に対しては「口頭注意」と「注意文書」の交付から始めるのが良いと思う。</p>	(3) 1 と同様	②
5	<p>違反者への過料について反対。過料をとるのであれば、西口、東口の喫煙所がなおさら必要ではないか。</p>	<p>市ではこれまで、令和2年9月に守山駅西口喫煙所を撤去したことによる路上喫煙、ポイ捨ての急増を懸念し、駅西口、東口ロータリーを中心に路上喫煙禁止区域を指定し、過料徴収の罰則規定を設けた上で、重点的に路上喫煙防止対策を進めていくことを検討してまいりました。</p> <p>しかしながら西口喫煙所撤去から半年が経過し、現在の駅前での</p>	①

		<p>路上喫煙の状況を確認したところ、ロータリー外の路地での路上喫煙やポイ捨ては見受けられるものの、想定している路上喫煙禁止区域内では一定マナーが守られていること、パブリックコメントにおいて過料徴収にあたっては西口にも喫煙所が必要ではないかという意見も頂戴したことから、一足飛びに罰則規定まで設けるのではなく、まずは駅前ロータリーを路上喫煙禁止区域に指定し、看板の設置や路面標示を行い、啓発・指導を行うことから始めたいと考えます。</p> <p>また西口喫煙所については、他の場所へ移設できないか検討したうえで最適な設置場所がなく撤去に至っておりますことから、現在のところ新たに喫煙所を整備することは難しいと考えております。</p> <p>路上喫煙禁止区域の指定後は、新たに路上喫煙禁止区域を中心に路上喫煙・ポイ捨て防止に向けた巡回を行い、違反者に対し、必要な指導を行い、決められた喫煙所にてマナーを守った喫煙を行っていただけるよう努めてまいります。</p> <p>そのうえで、路上喫煙が止まない、または増加が見られる場合は再度罰則規定の検討に入ることとし、あわせて区域外での路上喫煙についても、今後の検討課題と</p>	
--	--	--	--

		<p>したいと考えます。</p> <p>東口喫煙所については、密を避けて利用できるよう拡張工事を行いましたので、喫煙される際には東口喫煙所を利用していただけよう、今後も周知啓発を行って参りたいと考えています。</p>	
6	<p>違反者への2千円の過料について他市町村への周知等は十分か。</p>	<p>市ではこれまで、令和2年9月に守山駅西口喫煙所を撤去したことによる路上喫煙、ポイ捨ての急増を懸念し、駅西口、東口ロータリーを中心に路上喫煙禁止区域を指定し、過料徴収の罰則規定を設けた上で、重点的に路上喫煙防止対策を進めていくことを検討してまいりました。</p> <p>しかしながら、現在の駅前での路上喫煙の状況を確認したところ、ロータリー外の路地での路上喫煙やポイ捨ては見受けられるものの、想定している路上喫煙禁止区域内では一定マナーが守られていること、パブリックコメントにおいて過料徴収にあたっては西口にも喫煙所が必要ではないかという意見も頂戴したことから、一足飛びに罰則規定まで設けるのではなく、まずは駅前ロータリーを路上喫煙禁止区域に指定し、看板の設置や路面標示を行い、啓発・指導を行うことから始めたいと考えます。</p> <p>路上喫煙禁止区域の指定後は、新たに路上喫煙禁止区域を中心に路上喫煙・ポイ捨て防止に向けた</p>	④

	<p>巡回を行い、違反者に対し、必要な指導を行い、決められた喫煙所にてマナーを守った喫煙を行っていただけるよう努めてまいります。</p> <p>そのうえで、路上喫煙が止まない、または増加が見られる場合は再度罰則規定の検討に入ることとし、あわせて区域外での路上喫煙についても、今後の検討課題としたいと考えます。</p> <p>また、条例改正内容については、一定の周知期間を設け、ホームページや市広報等で周知を行ってまいります。</p> <p>路上喫煙禁止区域内については啓発看板の設置や路面標示を行う等、わかりやすい表示に努めることにより、市外から来られた方への周知もしっかりと行ってまいります。</p>	
--	---	--

(4) 路上喫煙禁止区域の指定に関するもの（3件）

No.	提出された意見	市の考え方	反映区分
1	<p>守山駅西口喫煙所閉鎖により、西口のビル周辺での路上喫煙者やポイ捨てが散見され困っている。希望として、路上喫煙禁止区域を、ロータリー部分のみでなく、周辺施設も含めた広範囲（守山銀座全域くらい）にしてもらいたい。</p>	<p>条例第4条第2項において、「市民等は、他人に迷惑を及ぼし、または被害を与えるおそれのある路上喫煙をしないように努めなければならない。」と規定されているとおり、他人に迷惑のかかる路上喫煙は市内全域において行ってはいけないものとなっていますが、今回の改正では守山駅西口、東口ともに、まずは最も人が</p>	②

		<p>多く集まると考えられるロータリーを中心に路上喫煙禁止区域を指定し、重点的に路上喫煙防止対策を行う考えです。</p> <p>しかしながら、現在の駅前での路上喫煙の状況を確認したところ、ロータリー外の路地での路上喫煙やポイ捨てが見受けられましたので、区域外での路上喫煙についても、今後の検討課題としたいと考えます。</p> <p>改正条例施行後も、継続的に駅前での路上喫煙の状況を把握し、最適な対策方法の検討を続けてまいります。</p>	
2	<p>路上喫煙禁止区域の設定に反対。禁止区域を指定したからといって喫煙者がいなくなるわけではなく、むしろポイ捨てが増え、町が汚れる。</p>	<p>条例第4条第2項において、「市民等は、他人に迷惑を及ぼし、または被害を与えるおそれのある路上喫煙をしないように努めなければならない。」と規定されているとおり、他人に迷惑のかかる路上喫煙は市内全域において行ってはいけないものとなっていますが、今回の改正では守山駅西口、東口ともに、まずは最も人が多く集まると考えられるロータリーを中心に路上喫煙禁止区域を指定し、重点的に路上喫煙防止対策を行う考えです。</p> <p>駅前についてはかねてより、市から委託し清掃を行っているところですが、新たに路上喫煙禁止区域を中心に、路上喫煙・ポイ捨て防止に向けた巡回も行っていく予定です。</p>	②

3	新たな規制に反対。路上喫煙禁止区域を設定することで、目立たない場所で喫煙する人が増え、被害がさらにひどくなると思う。	(4) 2 と同様	②
---	--	-----------	---

(5) その他 (10 件)

No.	提出された意見	市の考え方	反映区分
1	情報として、電車乗降者・周辺居酒屋客のセルバ守山裏の通路および、北東に伸びる線路沿いの通路での歩行喫煙・ポイ捨てが気になる。	(4) 1 と同様	④
2	喫煙者から寄付を募り、喫煙所を設置してはどうか。そうすればマナーも守られるのではないか。多様化の時代であり、少数派の排除は解決にはならない。	今回の改正は、喫煙者と非喫煙者の共存を図るためことを目的とし、喫煙される方には決められた場所でマナーを守って喫煙していただくことを促すものであり、喫煙される方を排除しようとするものではありません。 また、守山駅前においては、昨年9月、今般のコロナ禍においての感染リスクの回避や周辺施設への影響低減といった観点から、西口喫煙所をやむを得ず撤去したところです。 この際には、西口喫煙所を他の場所へ移設できないか検討を行いました。最適な設置場所がなく撤去に至っており、現在のところ新たに喫煙所を整備することは難しいと考えております。 東口喫煙所については、密を避けて利用できるよう拡張工事を行いましたので、喫煙される際には	④

		東口喫煙所を利用していただけよう、今後も周知啓発を行ってまいりたいと考えています。	
3	屋外で喫煙できるところが少なく不便を感じている。ポイ捨て防止やマナー向上のために罰則を設けること自体は必要かもしれないが、喫煙スペースを増やしてほしい。	守山駅前においては、昨年9月、今般のコロナ禍においての感染リスクの回避や周辺施設への影響低減といった観点から、西口喫煙所をやむを得ず撤去したところです。 この際には、西口喫煙所を他の場所へ移設できないか検討を行いました。最適な設置場所がなく撤去に至っており、現在のところ新たに喫煙所を整備することは難しいと考えております。 東口喫煙所については、密を避けて利用できるよう拡張工事を行いましたので、喫煙される際には東口喫煙所を利用していただけよう、今後も周知啓発を行ってまいりたいと考えています。	④
4	喫煙可能な場所を増やすことが最善の策ではないか。	(5) 3と同様	④
5	守山市は令和元年度に約4億5千万円の地方たばこ税が一般財源として納税されている。地方たばこ税を活用した屋外分煙施設の整備について検討いただきたい。	(5) 3と同様	④
6	守山駅は西口を利用される方が多く、条例改正により過料徴収となった場合、路上喫煙禁止区域内に望まない受動喫煙を防止するための分煙施設の設置を併用することがより有効で公平性も担保されるものとする。分煙施設が西口周辺にも再整備され、受動	(5) 3と同様	④

	喫煙を防止しつつ、環境美化やマナー啓発の場としての役割が果たされることを望む。		
7	駅利用者の多くが西口側を利用している傾向にあるが西口側にたばこを吸える場所がない。そのため、条例の公平性をより担保し、効果的に条例内容やマナーを啓発するため、守山駅西口での喫煙所設置を検討していただきたい。	(5) 3 と同様	④
8	たばこの税金を使って、西口にも喫煙所を作れば良いのではないか。	(5) 3 と同様	④
9	コロナ事情の注意として、喫煙者も密を避ける（会話もしていない）ように気を付けていると思う。しかし、喫煙場所を減らしたことにより、やむを得ず、喫煙者が集まらざるを得ない状態にしていることも事実である。 路上喫煙禁止区域を設けるならば、適切な喫煙場所個所数の検討は必要だと思う。西口においても、人が集中する導線上を避けて、適切な場所に喫煙場所を検討していただきたい。	(5) 3 と同様	④
10	①喫煙者は定められた場所での喫煙すること及び喫煙者と非喫煙者の共存を図ることの2点の啓発がまず重要と思われること、②喫煙場所を廃止すれば今よりポイ捨てが増えると思われること、③過料を徴収するなら喫煙場所は絶対に必要と思われること、④湖南地域の JR 5 駅には、必ず喫煙場所が設置されていること、これらの4点から、守山駅西口には、喫煙場所が絶対必要であると思う。	(3) 1 と同様	④